

令和6年4月第4回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日(月)
午前10時00分から午前11時45分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (44人)
会 長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実
5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子
10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己 13番 武村一夫
14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 16番 福島康夫 17番 池本 彰
推進委員 20番 平 義男 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志 24番 井手宏治
25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎 28番 太安隆文
29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹 32番 長尾 修
33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 35番 植田浩史 36番 浅田光明
37番 戸田典宏 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義
41番 池田久美子 42番 二若正次 43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり
45番 筒井一行 46番 清水 晃
4. 欠席委員 (2人)
農業委員 9番 入澤靖昭
推進委員 21番 梶原啓二
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第16号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業
計画変更の審議について
日程第6 議案第17号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第7 議案第18号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による
農用地利用集積計画の決定について
日程第8 議案第19号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表(案)の決定について

日程第9 議案第20号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について
日程第10 報告第6号 農地転用の制限の例外に係る届出について
日程第11 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、総会のほうに入らせていただきます。

それでは、改めて皆さんおはようございます。

ただいまから令和6年4月総会を開催いたします。

それでは、会長よりご挨拶よろしく願いいたします。

会 長 失礼します。新年度が始まりました。桜のほうも、3月は寒かったんで日がかなり延びて今満開となっております。非常にいい時期であります。県北のほうはこれから見頃が訪れるんだろうというふうに思います。ゆっくりとそういう雰囲気にはいたりたいですけど、なかなか皆さんのほうもお忙しいというふうに思います。新しい年、新年度でありますけど、国のほうでも食料・農業・農村基本法の制定が今国会で行われるというところがございます。人・農地プラン、地域計画のほうも今年度が最後ということで、2年間の最後を迎えております。また、中山間の事業のほうも5年目を迎えております。各地域でいろんなことを考えなければならぬ時期だろうというふうに思います。この1年間は皆さん方には非常に大変だろうというふうに思いますけど、何とか地域を守り、農業というものがどんなものか、しっかりと考えていただいて続けていかなければならないというふうに思います。

22年の農業所得というのが昨日の新聞のほうで発表されておりますけど、数県のところでは1時間当たり10円というような単価が出ております。非常に厳しい。ウクライナのことがありまして余計そういうことになっていると思います。農産物の価格のほうも、なかなかそれが、値上がっただけ経費が減っていないというところで、非常に農家の厳しい状況があらうというふうに思います。市のほうもいろいろと対策を考えておられるというふうに思います。我々も一緒になって何とかこれを乗り越えられるように、地元の声もしっかりと聞きながら対策を考えていかなければならないんだというふうに思います。忙

しい時ではありますけど、何とか頑張っていきましょう。我々も2年目に今年はなりますので、また新しい気持ちで4月から頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより総会を開会いたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

本日欠席の委員の方は1名いらっしゃいます。9番委員からご報告をいただいております。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中18名でございます。定足数に達しておりますので、4月総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっております。以降の議事の進行は会長よりよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、1番、 委員、2番、 委員を指名いたします。

日程2、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 はい。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は12件でございます。農地法第3条第2項の各号におきまして、申請書によって審議いたしました結果、全件とも該当しないため、許可の要件を全て満たしていると考えております。

それでは、番号1でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆1, 110㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よりよろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いします。

7番委員 議長。

議長 はい、7番委員。

7番委員 番号1について、確認したものを報告させていただきます。

去る4月3日、譲受人の父親の立会いの下に調査をいたしました。譲渡人とは電話のほうで確認をしております。権利移転する事由の詳細でありますけれども、譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。申請農地は譲渡人の父親が中国縦貫道が建設するに当たって失った農地の替え地で譲り受けた農地であります。天候であったりとか水はけがよくなかったということから、早い時期から譲受人の祖父が米であるとかキュウリなんかの栽培をしておりました。譲受人の父親が花や野菜苗の栽培を手がけ始め、規模拡大しようということで譲渡人の許可を得てビニールハウスを建て、現在に至っています。このたび、譲渡人からの申出により譲り受けることになりました。譲受人の耕作状況ですけども、譲受人は家族で花、野菜の苗栽培を行っておりまして、近隣のホームセンターとか市場のほうに卸売をしております。申請農地にはビニールハウスがあり、今はフル稼働で苗の栽培が行われておりますので、取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆831㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 2番の案件につきまして報告を申し上げます。

この件につきまして、3月30日に譲受人、譲渡人、私の3者で現地確認を行っております。両者は譲受人と同級生の父親という関係にあります。譲受人は住宅用地が必要となり、譲渡人の農地の一部を住宅用地として購入しております。昨年12月に新居に入居しました。今回の申請に当たり、農地の関係につきまして譲渡人と協議し、譲受人が今後管理していくということで話ができて、今回譲受人から本年3月に所有権移転の申請を行っております。譲受人は今後家庭菜園等として維持管理を行うというふうに説明を受けております。なお、

譲受人は会社員ということで、家族は妻と子2名の4人家族というような状況ですが、労力として譲受人と妻、2人となります。なお、譲受人の実家では農機具、こういったものを所有しており、農機具並びに人的協力も受けるということで今後管理を行っていくということでございます。

以上のような内容で一応確認しておりますので問題はないというふうに考えていますので、ご審議のほうよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆780㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、26番推進委員さんから説明をお願いします。

26番推進委員 議長。

議長 はい、26番推進委員。

26番推進委員 26番推進委員です。

番号3についてですが、4月2日、譲受人に立ち会っていただきまして現地確認とお話を伺いました。譲渡人のほうは別途お話を伺っております。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は申請農地について、家から少々離れており、また耕作を今後考えておらないということで、現在譲受人に利用権設定により賃借しておりましたが、このたび売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在飲食業を営んでおりますが、休日には奥さんと一緒に家庭菜園なんですけど、行っております。管理機等も所有しており、今後も引き続き野菜作りを行っていくということでございます。その他指摘事項もございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆546㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いします。

27番推進委員 議長。

議長 はい、27番委員。

27番推進委員 27番です。

先日電話で確認しましたところ、譲渡人は以前より大阪のほうにお住まいで、近くの人に田んぼは作ってもらってたんですけど、その人が高齢になってできなくなり、近くで誰かやってくれる人はいないかということで探していたところ、譲渡人のお姉さんが近くに嫁いでいて、そこの近所の人に話をしてもらって今回話がまとまったということです。それで、譲受人は田んぼとしてやっていくということで、その近くだったので話がまとまって、今後田んぼとしてやっていくということです。農機具も以前からしていたので一通りあって、そのままできるのでほかに問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 それでは、番号5でございますが、久世の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田2筆2, 012㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

番号5につきまして、去る4月6日に譲渡人、譲受人、両人立会いの下、現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですけれども、譲渡人は現在市内に住居を構えており、実家には母親が独り住まいで、申請地は長年地域の農業者が耕作を行ってきておりました。譲渡人は今後も農業をする意思がなく農地の処分も考えていたところ、実家の集落内で近隣の譲受人との売買の話がまとまり、申請を行うものです。譲受人の耕作状況ですけれども、農作業は主に譲受人が行っておりますが、農繁期には譲受人の妻、息子さんも農作業を行っており、所有している農地は全て耕作しております。農機具も一部委託している作業もありますが、トラクター、田植機、コンバイン等を所有しており、申請地取得後も問題なく農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございます。

市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1, 032㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろし

くお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いします。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 この案件につきましては、先月30日に現地確認をしております。まず、この地区では現在圃場整備の話が進んでおりまして、4月に圃場整備の総会を開く予定となっている地域でございます。まず、この譲渡人ですけれども、現在大阪のほうに居住していきまして、非常に高齢であるということで、これを機に田を処分して廃業したいという意向が出ております。そんな話の中、譲受人は、この廃業したいという人の田の隣に田を有しており、これを機に買ってほしいという話になりまして話が成立したところであります。譲受人の作付状況等ですけれども、現在45アールを耕作しており、それに伴う農業機械一式を保有しておりますので、今回作付けが増えたとしても、なんら問題ないと思われまます。その他指摘事項もないと思われまますので、審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号7でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田2筆2,094㎡、畑5筆2,276㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 議長。

議長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番推進委員です。

番号7について報告いたします。

4月3日に譲受人立会いの下に現地確認を行いました。譲受人と譲渡人は親子であり、現在同居されております。譲渡人とは事前に電話で事情聴取しております。権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人は長年にわたって申請農地で野菜と稲作をしてこられました。高齢により息子である譲受人に生前贈与するものです。続きまして、譲受人の耕作状況等ですが、世帯員数は4名で、主に譲受人が専従に従事し、3人の家族の補助を受けて耕作しておられます。譲受人に聞いたところ、現在所有している農地については稲作で、田植作業、コンバイン、もみすり乾燥作業を委託しておりますが、全て耕作を行っており、農地取得後も農機具はトラクター、管理機、溝上げ機等を所有しておられます。また、ビニールハウスも所有しており、今後も耕

作していくものと思われます。その他指摘事項も特にないと思われますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 2ページをお開きください。

番号8でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆1, 019㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いします。

31番推進委員 議長。

議 長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番推進委員です。

番号8についてご報告いたします。

3月31日に譲受人立会いの下に現地確認を行いました。なお、譲渡人には電話で事情聴取しております。権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人は県外への移転を考えており、家屋と農地を購入してくれる人をインターネットで募集していたところ、真庭市久世地内に居住している譲受人がインターネットの掲示を見つけ、直接交渉することで話がまとまったものです。続きまして、譲受人の耕作状況等ですが、世帯員数は4名で、主に家庭菜園の栽培経験がある譲受人の妻が専従で従事し、譲受人の補助を受けて野菜等を栽培するそうです。農機具は譲渡人が所有している管理機等を譲り受ける予定で、譲受け後も耕作していくものと思われます。その他指摘事項も特にないと思われますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号9でございます。

市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、畑1筆349㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いします。

32番推進委員 議長。

議 長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員です。

9番につきまして、4月2日に譲受人、譲渡人、両者立会いの下、現地調査を行いましたので報告いたします。権利移転する事由の詳細で

ございますが、譲渡人は久世出身で実家や農地を地元にも所有されておりますが、地元には管理すべき者が誰もおられないため、所有農地は遊休化しております。時々地元に戻って家の管理などはしているようです。このたび、以前当該農地を耕作してもらっていた譲受人と話がまとまり、譲ることにしたとのこと。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人の世帯は3世代同居世帯であります。農業に従事するのは本人だけとなっております。美甘から久世に家を建てて出てきたので美甘に農地を所有しておられますが、山奥で遠いのと獣害がひどいということで、そちらの耕作はできていないというふうにおっしゃられておりました。もともと農作業が好きなので家の近くに畑を借りて、現在も農業をされております。管理機、トラクターを所有されております。その他指摘事項ですが、当該農地は十分管理されていないため、ササなどが生えてきています。早めに手入れを行って農地として再生するように譲受人に申し入れております。

以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号10でございます。

市外の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、畑1筆93㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。なお、通作距離につきましては、通作拠点でございますが実家のほうからの距離を記入しておりますので、0.1キロというふうに記載させていただいております。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 この案件は私の担当となっておりますので説明をさせていただきます。

4月2日の日に現地調査を行いました。話のほうは電話のほうで、市外に住んでおられますので調査を行いました。譲受人と譲渡人は姉妹であります。2人は結婚されて、それぞれ県外に住んでおられますが、実家のほうで父親が1人で住んでおられましたが、1月に亡くなりました。このたび姉妹で話をされて、姉夫婦が実家のほうに戻って住むということとなりました。そこで、実家のそばにあるこの農地を妹のほうから姉のほうへ所有権移転するものであります。譲受人は農地のほうは持たれておりません。初めてということでもありますけど、家庭菜園として利用していかれたいということでございます。この農地は父親がいろいろなものを栽培されて手入れをされておりましたので、いろいろなものを栽培しておられたということでよく見てこられたということでございます。今後も夫婦2人で十分耕作されていかれるものというふうに思われます。その他指摘事項はございません。よろしく審議のほどをお願いいたします。

それでは続きまして、番号11について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号11でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田1筆1,242㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

3月30日に譲受人と現地を確認しながら話を聞きました。譲渡人は市外在住なので電話で話を伺いました。譲受人は、10年ほど前に譲渡人の実家を購入し移住しました。その際に家の隣にある申請農地を借りて耕作を行ってききましたが、下限面積の撤廃により売買の話がまとまり、権利移転を行うものでございます。譲受人は10年前に譲渡人よりトラクター、ハーベスター、管理機等、農業関連の機械を譲り受けており、今までどおり十分耕作していくものと思われま。今回の権利移転については問題ないと思いますので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号12について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号12でございますが、湯原の譲渡人が、同じく湯原の譲受人に、申請農地、田5筆4,868㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

38番推進委員 議長。

議長 はい、38番推進委員。

38番推進委員 すみません。38番です。

ちょっとややこしくなるかもしれないけれども、この譲受人は現在真庭の■■■■として今湯原温泉のほうに赴任されておまして、今地域の発展のために一生懸命やっておられます。住所は現在湯原温泉ですが、これから先、この地に定住して、この旧湯原町で生活したいという意向がありまして、住宅とかいろいろ探していましたところ、この譲渡人が現在もう自宅の方には住んでいらっしやなくて、不動産業者を通して売買するという、住宅も農地も一緒に売買するというところで売買契約して、農地のほうも管理、また作物も作っていく計画でございます。譲受人とは再三面談しまして、いろんな話をしております。

す。耕作自体は一体どうやってするんだといったところで、これからまた作物も考えてやっていくというようなことで、まだここで何をやるかとか、どういうふうな方法で農業を実施するかということはまだ決定しておりませんが、それでも営農計画書を添付されているわけで、それに基づいてやっていこうと、そういうふうに思っています。私がお願いしたいのは、彼はまだ30代で、33歳であり、近々結婚されて夫婦で、永住されて一生懸命考えるということでございますので、我々も一生懸命応援したいと思っておりますので。今のところ私のほうからそのぐらいしか報告ができませんけれども、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼します。議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は3件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

番号1は追認案件でございます。

申請人（落合）は、現在17ヘクタールの水稻栽培を行っており、事

業拡大に当たりライスセンターを建築するため、田1筆923㎡を、農業施設用地にするため、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を受けないまま一部土地を整備しており、今後このようなことがないように反省し、てんまつ書が添付されております。申請地の農地区分は、1種農地と判断されます。転用に伴う費用は、建物施設■■■■円。費用の内訳といたしまして、事務連絡でもありましたが自己資金■■■■円ということです。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 それでは、現地確認した内容を報告いたします。

3月31日に現地調査をいたしました。先ほど事務局からもお話がありましたように、申請者は耕作面積が17ヘクタールを耕作しており、従来の作業場が非常に手狭になったため、さらにライスセンターを建設、移転したいといったことで効率化を図って作業のコスト低減を図るということでこの申請が上がっております。現地を確認した内容ですけれども、先ほどお話がありましたように本人がこの申請の内容をよく理解していないという中で、今現在は一部整備はされております。そういう点で反省はされているものと思います。そういった中で、場所は資料に記載されておる番地でございます。周りの状況ですけれども、東側には堆肥舎があり、西側が田、南側に農道、北は田という、いわゆる田の中にあるところであります。それから、周辺に対しても影響はないと思いますので、審議方よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人（湯原）は、現在の墓地が山間部の傾斜地にあり、高齢により墓参りや維持管理が困難になってきたことから、田1筆20㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員 議長。

議長 はい、4番委員。

4 番委員 4 番です。

これにつきましては、去る 4 月 2 日に申請人立会いの下、現地確認及び聞き取り調査を行いました。申請人は高齢者、夫婦 2 人暮らしをしておりましたが、病気で昨年主人が亡くなりました。現在の墓地は自宅から離れた山中にあると同時に参道が急峻なため、管理や参拝が困難になり、自宅上側の農用地の一部に墓地移転をするものです。申請地の位置等ですが、申請地は申請人の自宅から北方向へ約 60 m ほど離れた場所にあり、周囲を山林と谷に囲まれた場所に位置しております。周囲の状況は、東が田、西が河川、南が自宅、北が田。周辺農地への影響ですが、申請地は周囲を自分の田、河川、山林に囲まれた場所であり、墓地であることから、日照、通風等、周辺農地に支障を来すことはないと思われます。その他指摘事項はございません。以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 3 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 5 ページをお開きください。

番号 3 でございます。

申請人（湯原）は、現在の墓地が自宅から遠く、山間部の傾斜地にあり、高齢により墓参りや維持管理が困難になってきたことから、田 1 筆 20 m²を、墓地用地にするため、転用申請をするものです。申請地の農地区分は、2 種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成 〇〇〇〇 円。費用の内訳として、自己資金 〇〇〇〇 円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、39 番推進委員さんから説明をお願いします。

39 番推進委員 はい。

議 長 はい、39 番推進委員。

39 番推進委員 39 番です。

番号 3 ですが、4 月 1 日に本人立会いの下、調査いたしました。もとの墓が山の中で道も狭いため、この機に親の納骨に合わせて家の近くに移転することを計画したものです。申請地の位置なんですが、〇〇〇〇の東隣の自分の畑です。現在周辺状況は東が畑、西が畑、南が畑、北が川というところで、周辺に影響する農地はございませんし、ほかに指摘することもございませんのでご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせてい

たきます。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第14号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ござい
ませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第14号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議
については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程4、議案第15号、農地法第5条の規定による許可
申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、
本日も審議いただく案件は5件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、使用借人（北房）は、市内のアパートに居住していますが、
家族が増え現在の住まいが手狭となったことから、田1筆354㎡
を、使用貸人（北房）から借り受け、住宅用地にするため、転用申請
をするものです。建蔽率は31%で、農地区分は1種農地と判断され
ます。なお、農用地区域からの除外手続は完了しております。この転
用に伴う費用ですが、土地購入■円、土地造成■■■■円、建物施設
■■■■円。資金の内訳として、借入金■■■■円。申請地
周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いい
たします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明を
お願いいたします。

11番委員 議長。

議 長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号1についてご説明いたします。

現地確認を4月5日に、使用貸人に話を伺いながら現地確認をいたしました。転用しようとする事由の詳細ですが、使用貸人と使用借人の関係は親子です。使用借人はアパートで暮らしていましたが、家族も増えアパート暮らしが手狭になったため、父親の所有する田の一部を分筆し、使用貸借権を設定し、平家住宅を建設するものです。申請地の位置等ですが、真庭市[REDACTED]より南へ約1km、国道313号線沿いの田です。周囲の状況ですが、東が田、西が田、南が市道、北が田です。周辺農地への影響ですが、西側に使用貸人の田の残り3mを挟んで他者耕作の田がありますが、建てられる住居は平家建てであり、通風、日照について問題はないと思われます。その他指摘事項もありません。よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（北房）は、市内のアパートに居住していますが、家族が増え現在の住まいが手狭となったことから、畑1筆319㎡を、譲渡人（北房）から譲り受け、住宅用地にするため、転用申請をするものです。建蔽率は29%で、農地区分は2種農地と判断されます。なお、農用地区域からの除外手続は完了しております。転用に伴う費用は、土地購入[REDACTED]円、土地造成[REDACTED]円、建物施設[REDACTED]円。資金の内訳として、借入金[REDACTED]円となっております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願います。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議長 はい、7番委員。

7番委員 番号2について報告をさせていただきます。

去る4月3日に譲渡人と現地確認を行いました。譲受人とは電話で確認をしております。転用しようとする事由の詳細でありますけれども、譲受人と譲渡人は親子であります。譲受人は現在久世のアパートに居住しておられます。もともと子供については地元の学校に通わせたいというふうに考えていたようで、子供が現在5歳になったことから、これを機に新たな住宅を建設しようということで申請をなされました。申請地の位置でございますけれども、申請地は申請人の実家から南に約200mほどの道路と畑に囲まれたところにあります。周囲の状況でありますけれども、東が畑、西、道路、南、畑、北、畑。周辺農地への影響ですけれども、申請地に隣接して農地がありますけれ

ども、現在耕作をされておられませんで、自己管理保全の農地となっております。また、この申請は一般的な個人住宅でありますので、日照、通風等に支障を来すことはないというふうに思われます。また、自治会などには住宅に転用するための同意を得られております。その他指摘事項はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

番号3は取下げとなりましたので、番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局主幹 6ページをご覧ください。

番号4でございます。

申請人、賃借人（市外法人）は、建設業を営んでおりますが、市内医療法人の所有する施設の改修工事に伴い、仮設事務所、駐車場、資材置場等に使用する土地が必要なことから、申請農地、田1筆1,578㎡を、賃貸人（落合）から借り受け、工業施設用地にするため、一時転用申請をするものです。申請地の農地区分は、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

番号4につきまして、去る4月4日に賃貸人の立会の下、現地確認及び調査を行いました。一時転用する事由でございますが、賃借人は建設業を営んでおまして、このたび医療機関の建物の改修工事を請け負いました。改修工事に当たりまして施設等が必要となるため、この隣接の農地を一時転用するものでございます。次に、申請地の位置ですが、JR■■■■駅から300mほど西側方面に行ったところですが、周辺の状況ですが、南西が工事をする建物の関係の駐車場があります。東は水路を隔てて道路です。北は賃貸人の自宅があります。周辺に農地はございません。賃貸人の建設業に電話いたしまして確認いたしました。田の表土は削り取って、一部箇所にストックしておきます。また、雨水ですが、農業用水路に直接流すのではなく集水ますを作り、雨水ますポンプを設置いたしまして既存の水路に流すという対策を取るといことです。水利組合の役員のほうには了解を得られます。その他特に指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願

いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 7ページをご覧ください。

番号5でございます。

申請人、譲受人（久世）は、市外のアパートに居住していますが、家族が増え現在の住まいが手狭となったことから、畑2筆、合計323㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、住宅用地にするため、転用申請するものです。建蔽率は26%で、農地区分は2種農地と判断しております。転用に伴う費用ですが、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円となっております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

4月2日に現地に行きまして、聞き取りを行いました。息子さんのほうから説明をいただきました。現在当家の孫は岡山市で生活しておりますが、今後こちらに帰って生活するため、実家北東隣の■■■■の畑とその下の畑■■■■を分筆して■■■■をまとめて造成し、宅地と車庫を新築するものであります。申請地の位置ですが、自宅の北東側の畑でございます。周囲の状況は、東が休耕畑を挟んで宅地、西が自宅、南が畑、それから北が市道を挟んで宅地となっております。周辺農地へは協力を依頼しており、影響はありません。宅地等につきましては許可を得ており問題はないため、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございます。

申請人、譲受人（落合）は、自動車整備業を営んでおりますが、整備工場の敷地が石積みで崩壊の危険性が高まっており、コンクリート擁壁の施工により補強が必要となったことから、申請地、田4筆、合計38.57㎡を、譲受人（久世）から譲り受け、工業施設用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、1種農地と判断されます。なお、農用地区域からの除外手続は完了しております。転

用に伴う費用ですが、土地造成 〇〇〇〇〇〇円。資金の内訳として、自己資金 〇〇〇〇〇〇円となっております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いいたします。

33番推進委員 議長。

議 長 はい、33番推進委員。

33番推進委員 6番関係につきまして、事前調査、現地調査を行いましたので報告をさせていただきます。

去る3月30日、私自身、現地確認を行うとともに譲渡人2名、譲受人1名、この3者と電話により連絡を取りまして意向調査を行いました。この案件につきましては、真庭市在住の譲受人が自動車販売業を営んでおりまして、その工場敷地としてこの敷地を保全のためにその隣接する今回の農地、これを2者の譲渡人、それぞれ2筆なんです、田2筆なんです、これを売買譲渡によりまして工場用地として転用取得するものであります。転用することとしての事由なんですけれども、この農地の西側に隣接する自動車整備販売業の敷地が農地より約二、三m高い位置にありまして、コンクリート擁壁、こちらを設けて工場用地としておりました。近年、そのコンクリート擁壁が農地側に傾斜、せり出し、崩落のおそれがあるため、当該農地の一部を売買譲渡し、譲受人がコンクリート擁壁を強化整備するとともに、既設の用水路が埋没するために用水路改修整備をするものであります。周囲の状況ですけれども、東側は田んぼ、それから西側は自動車整備工場、南側も田んぼ、それから北側は不耕作農地と丘陵擁壁となっております。申請地は自動車整備販売業の工場敷地に隣接したところでありまして、先ほど申し上げておりますようにコンクリート擁壁崩落の被害を避けるためにもぜひとも必要な対応措置でありまして、譲渡人、譲受人双方有効なものと考えられますので問題なしと思います。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第16号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第16号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日も審議いただく案件は1件でございます。

9ページをご覧ください。

番号1でございます。

本案件は、申請人が令和4年5月10日付、真農委指令第505号で農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けた案件でございます。変更の理由ですが、当初米子自動車道河内川橋の耐震補強工事の施工に当たり、工業施設用地として農地の一時転用許可を受けていました。このたび発注者である西日本高速道路が追加工事を発注されたことにより、当初計画から工期が延伸したということの中で事業計画を変更するものです。主な変更点は、一時転用期間の延長です。当初の終期は令和6年4月30日まででしたが、今回令和7年4月30日までの延長申請となっております。その他の内容は、作業員詰所、資材置場、露天駐車場から変更はございません。本案件は農地法関係事務処理要領に定められた事業計画の変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと思われま。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、29番推進委員さんから説明をお願いします。

29番推進委員 議長。

議長 はい、29番推進委員。

29番推進委員 29番推進委員です。

番号1について、去る3月27日に賃借人立会いの下、現地調査を行いました。本案件は令和4年5月の総会で審議され可決された案件で、このたび工事の発注元より追加工事が発注されたことにより当初の計画から1年間の工期延伸となったため、事業計画を変更するもの

です。申請地の位置は、県道■■■■線の南側で、東に田、西に米子自動車道、南に河川、北に県道となっています。特に周辺への影響はないものと思われます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第17号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第17号について、11ページをご覧ください。

議案第17号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和6年4月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全92筆でございます。また、20ページの下段に記載の所有権移転につきましては、田9筆11,480㎡が落合の譲渡人から農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団へ移転するものでございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。
よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第17号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ござい
ませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第17号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用
集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程7、議案第18号、農地中間管理事業法第19条の
2の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしま
す。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第18号について、21ページをご覧ください。

議案第18号、農用地利用集積計画の決定について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁
業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管
理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による利用権設定を
同時に行うものです。案といたしまして、令和6年4月10日付で公
告の予定でございます。内容につきましては議案書に記載しておりま
すとおりでございまして、田21筆が利用権設定されるもので、全件
とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願
いいたします。

議長 それでは、お目通しをお願いします。
これの蜜源作物というのはレンゲですか。

事務局主幹 そうです。

議長 それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

ないですか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑がないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、議案第19号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第19号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定について、25ページをお開きください。

この案件につきましては、農林水産省経営局長通知に基づき、全ての農業委員会において取り組み、自ら活動の点検・評価を行うものです。また、承認されました後には市のホームページに掲載し公表することとしています。

座って説明させていただきたいと思います。

26ページをご覧ください。

左側は、令和6年4月1日現在の農業委員会及び農家等の状況となっておりますのでお目通しください。

それでは、26ページの右側のページをご覧ください。

最適化活動の実施状況、1番、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題というところですが、令和6年4月時点の記載であるため、これまでの集積面積1,132ヘクタールにつきましては令和5年度の統計調査等の実績で集積率を計算しております。②、③になりますが、昨年度定めた集積目標1,408ヘクタールに対し集積実績1,132ヘクタールであったため、達成状況は80.5%というふうになっております。原因といたしまして、農地集積の基礎となる「担い手の農地利用集積状況調査」を精査したところ、特定作

業受託の積算に誤りがあり正しい数値に修正を行ったため、達成率が下がっておるということになっております。点検結果として、担い手がない農地について地域で話合いの場を持ち、関係機関と連携して集積・集約に取り組むことが必要というふうになってきております。続きまして、(2)です。遊休農地の発生防止・解消、①現状及び課題についてです。令和5年度の利用状況調査で緑区分と判断された1号遊休農地は260ヘクタールとなっております。②目標です。ア既存遊休農地の解消、令和4年度から令和8年度の5年間で5分の1ずつ解消するという事となっているため、55ヘクタールを解消面積として上げております。

1ページお進みください。

イのところでは、新規発生遊休農地の解消目標面積、5ヘクタールというふうになっております。次に、③実績、ア既存遊休農地の解消、a緑区分の解消実績面積、これは112ヘクタールというふうになっております。イ新規発生遊休農地の解消実績面積、これは1ヘクタールというふうになっております。④その他です。農地の利用状況調査を8月から10月まで実施し、調査結果の取りまとめを11月から2月まで行いました。緑区分の1号遊休農地は260ヘクタールでした。利用意向調査は2月に発送を行い、3月に取りまとめを行っております。

(3)です。新規参入の促進、①現状及び課題、令和2年度から令和4年度までの新規参入者の状況です。②目標、令和2年度から令和4年度の権利移動面積の平均の1割以上を新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の目標面積とするため、10.9ヘクタールを上げております。③実績です。42.5ヘクタールを上げております。これは人・農地プランによるアンケート調査で貸付希望のあった面積、これを上げさせていただいております。

次に、2です。最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、月に6日以上活動した場合にポイントが加算される仕組みとなっておりますため、月6日を目標に上げております。

(2)活動強化月間の設定、①目標、局長通知によりまして「毎年度活動強化月間として三月以上を設定することを目標として設定するもの」とあるため、11月から1月の予定で設定しております。②実績のところでは、1月から3月にかけて「遊休農地の解消」及び「農地の集積」に関する活動を行いました。

1ページお進みください。

新規参入相談会への参加、(3)のところでは、①目標、県が「晴れ

の国おかやま就農相談会」を行っており、岡山市内で開催される9月の相談会に参加予定としておりました。②実績、新型コロナウイルス感染症の関係等で参加者制限等々ありましたし、なかなか予定がつかなかったということもございまして農業委員会として参加というのはできませんでした。

次に、大きいⅢ、事務の実施状況です。

1、総会、部会の開催実績を上げております。2、農地法第3条に基づく許可事務は110件でありました。3、農地転用に関する事務は41件ありました。4、違反転用への対応で、違反転用面積が0.3ヘクタールあり、全て解消しております。

以上、簡単ではございますが、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の決定についてのご説明でした。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、一旦お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程9、議案第20号、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第20号、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について、29ページをご覧ください。

この案件も議案第19号と同様でございまして、農林水産省経営局長通知に基づき、全ての農業委員会において取り組み、自ら活動の点

検・評価を行うものです。承認いただきました後は、市のホームページに掲載し、公表することとしております。

それでは、座って説明させていただきます。

失礼します。1ページお進みください。

左側、大きいI番、農業委員会の状況につきましてはお目通しください。

右側、II番です。最適化活動の目標、1最適化活動の成果目標について、(1)農地の集積、①現状及び課題です。令和6年4月現在なので令和5年度の統計における耕地面積と担い手への集積面積となり、集積率は20.7%というふうになっております。②目標です。国の局長通知等によりますと、農地の集積目標を80%以上に設定している場合は当該目標を設定するものとし、都道府県が定めた目標に則して市町村ごとに目標設定の考え方が示されているときには当該目標を設定できるというふうになります。真庭市では平成29年2月に定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、基本構想と呼んでおりますが、令和12年度で38%というのを目標としているので、当該目標でも同数値を掲載しております。

(2)遊休農地の解消です。①現状と課題、1号遊休農地が260ヘクタールです。1号遊休農地とは再生利用が可能な遊休農地で、緑区分と黄色区分に分ける必要があります。緑区分は草刈り等により直ちに耕作可能な農地で、黄色区分は基盤整備事業等により耕作可能となる農地というふうになっております。区別するのは困難なため、真庭市農業委員会では緑にまとめて入れております。ただし、緑区分につきましては令和4年から令和8年までの5年間で減少させることを目標にする必要がございます。②目標です。令和5年度の利用状況調査で緑区分と判断された1号遊休農地は276ヘクタールとなっております。55ヘクタールの解消目標面積を上げております。

1ページお進みください。

(3)です。新規参入の促進、①につきましてはお目通しください。②の目標のところでは、令和3年度から令和5年度の平均の1割以上を目標とするため、10ヘクタールを上げております。

次に、2、最適化活動の活動目標です。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、月に6日以上活動した場合にポイントが加算される仕組みとなっているため、これは例年どおり月6日を目標に上げております。

(2)です。活動強化月間の設定、局長通知によりまして「毎年度活動強化月間として3か月以上を設定することを目標として設定するもの」というふうになっておりますので、これも変わらず11月から1

月の予定ということで設定しております。

(3)です。新規参入相談会への参加目標、県が実施しております就農相談会、岡山市内で開催されるのが5月と9月ということになっておりますので、9月に開催される相談会に参加する予定というふうにしております。昨年も参加ができていないので、農繁期で大変お忙しいところだとは思いますが、ご都合のつく方でご参加にご協力いただけたらというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上、簡単ではございますが、令和6年度の最適化活動の目標の設定等(案)の決定についてのご説明でした。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手をお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第20号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第20号、令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程10、報告第6号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程11、報告第7号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 33ページをお開きください。

報告案件についてご報告いたします。

報告第6号、農地転用の制限の例外に係る届出につきましては、次の2件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

次のページをお開きください。

報告第7号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の12件がございました。添付書類もそろっており

ますので受理しております。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長 報告第6号、報告第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了承いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前11時45分 閉会)

